

休会および復会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県作業療法士会定款第3章会員を円滑に運用するために定める。

(休会理由)

第2条 正会員は、次の各号の理由により 休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は、1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

2 休会は、最大で5回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

(条件)

第4条 正会員は、次の各号の条件を全て満たし、毎年2月1日～3月31日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。

2 理事会が定める休会届に必要な事項を記入し、休会しようとする当該年度の前年度の1月31日までに、会長に届け出ること。

3 休会は、休会理由の根拠となる、第三者による証明書(様式は問わない)またはその写し(以下証明書)を、前号の休会届に添付すること。ただし、前号の休会届の提出時に、証明書が間に合わない場合は、遅くとも休会期間内の1月31日までに提出すること

4 休会しようとする当該年度の前年度までの会費が完納されていること

5 過去の休会期間が通算5年度に達していないこと

6 その他 理事会において承認されること

(義務の免除)

第5条 休会中の正会員は、定款第7条の規定にかかわらず会費を納めなくてよいものとする

(権利等の停止)

第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- 2 役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- 3 社員総会での議決権
- 4 当会が主催する学会及び研修会への参加
- 5 当会発行物の会報、学術誌の受取

(会員履歴等の取扱い)

第7条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。

- 2 休会期間中の研修受講履歴は無効とする。

(復会)

第8条 休会した正会員は、第9条に規定する休会延長若しくは第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。その場合、当該年度より年会費を納めなければならない。

- 2 休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、復会届に必要事項を記入して会長に提出し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。

(休会延長)

第9条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める休会届及び休会理由の根拠となる、第三者による証明書(様式は問わない)を会長に提出し、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において休会延長の承認を得ることによって休会を延長することができる。但し、当該休会期間が5回目である場合は、休会の延長は認められない。

- 2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退会)

第10条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める退会届に必要事項を記入し、会長に提出することとする。

(休会届の不受理)

第11条 休会しようとする当該年度の前年度1月31日までに、第4条第3号、第4号、第5号を満たしていない会員が休会を届け出た場合は、届けは不受理として扱う。

(休会に準じるもの)

第12条 会費の滞納がある会員が休会を届け出た場合、届け出た年度は会費の納入が確認された時点で届けを受理し、滞納したままの場合は次年度から定款第10条と同様に扱う。

(規則の変更)

第13条 この規則の変更は理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. の規則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成25年7月6日改定
3. 令和2年9月19日改定